東京都主税局委託調査

ドイツ企業税制改革の地方税財政への影響調査
報告書

平成 31 年 3 月 29 日

MUFG
三菱UFJリサーチ&コンサルティング
Mitsubishi UFJ Research and Consulting

■はじめに－調査の背景と目的－

ドイツの 2008 年企業税制改革法案は、１年半に渡る政治的議論を経て、2008 年１月１日に施行された。この改革の狙いは、基本的には、名目税率引き下げにより企業立地に係る税制面でのドイツの競争力を回復させ、併せて課税ベースを拡大し租税収入の確保を目指すというものであった。背景には、従前のドイツの法人実効税率が国際的に最高水準にあり、企業競争上のボトルネックと認識されていたことと、一方で、高い実効税率の割に、国際的に見て低い企業利潤課税の税収規模が問題視されていたということがある。法人税だけでなく、市町村税である営業税まで取り込んだ抜本的な企業税制改革である。

2016 年、この税制改革から 10 年を経ずして、ドイツの財政黒字は 237 億ユーロと 1990 年の統一以降の最高額を記録した（連邦政府 77 億ユーロ、州・地方政府 78 億ユーロ、社会保障基金 82 億ユーロ）。同年には、ドイツは前年首位だった中国を抜き、世界最大の経常黒字国にもなっている。2007 年以降、世界的な金融危機やヨーロッパの財政危機の影響で、各国の財政状況が軒並み悪化する中でも、ドイツは速やかな改善を見せ、2014 年には財政黒字に転換した。その後も、国家財政の健全性はＥＵ加盟国の中でも際立っている。

直近でも、ショルツ財務相は、連邦・地方政府の予想を上回る最新の税収見通しを発表（2018 年５月９日）するなど、好調なドイツ経済を基盤に税収の伸びが続いている。1999 年の単一通貨ユーロ導入の影響や、2003 年にシュレーダー前首相の下で打ち出された経済構造改革「アジェンダ 2010」（ドイツの競争力強化を狙った労働市場・社会保障・税制の一体改革）等の効果が現れていると考えられる。

こうした好調な経済の下で、2008 年の企業税制改革が、過去 10 年間でドイツの地方税財政にどのような影響を及ぼしたのか、どの程度地方税収の増加や地方財政の再建に寄与したのか検証する。具体的には、特にドイツ市町村の基幹税目である営業税の改革による影響を中心に、企業利潤に対する名目税率の引き下げと課税ベースの拡大が、ドイツの地方税財政に与えたインパクトを調査、分析することなどにより、その効果を検証する。

なお、グローバル化の中での法人税制再構築のトレンドは、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大であり、外形標準課税の拡大は必ずしも国際的なトレンドとはいえない。日本、ドイツ、イタリアの地方法人課税には外形標準的要素が加味されているが、ドイツ、イタリアでは、累次の税制改革により外形標準的要素が弱められてきた。

しかしドイツにおいては、直近の主要な企業税制改革である 2008 年の営業税改革の中で、長期・短期を問わずあらゆる債務利子の 25%、動産の支払いリース料・賃借料の５%、不動産の賃借料の 12.5%、ライセンス料の 6.25%等が営業税の課税標準の加算項目になるなど、外形標準部分が拡大されており、その後の経済財政状況も非常に好調である。

こうしたことから、平成 28 年度税制改正で法人事業税の外形標準課税（付加価値割、資本割）を８分の５に拡大した日本の地方法人課税の今後のあり方を検討する上で参考になると考えられるため、調査国としてドイツを選択したものである。

本調査研究の成果が、アメリカ連邦法人税の引き下げなど法人実効税率に係る国際的な環境変化の中で、東京都として、今後の地方財源の確保と国全体の経済活性化を両立しうる具体的方策を検討していく際の一助となれば幸いである。

平成 31 年 3 月
三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング株式会社

■調査の方法

本調査では、2008 年ドイツ企業税制改革に係る文献調査のほか、国内での有識者ヒアリング、ドイツ現地でのインタビュー、統計による分析を実施した。

＜国内有識者ヒアリング＞

年月日	訪問先
2018 年 12 月 26 日（水）	和光大学 経済経営学部　半谷 俊彦 教授

＜現地インタビュー調査実施日＞

年月日	訪問先
2019 年 1 月 14 日（月）	CES ifo　（ドイツを代表する非営利経済研究機関の一つ）
2019 年 1 月 14 日（月）	Stiftung Marktwirtschaft（市場経済財団）
2019 年 1 月 15 日（火）	Bundesverband der Deutschen Industrie （BDI：ドイツ産業連盟）
2019 年 1 月 15 日（火）	Deutscher Industrie- und Handelskammertag （DIHK：ドイツ商工会議所）
2019 年 1 月 16 日（水）	Bundesministerium der Finanzen（BMF：連邦財務省）
2019 年 1 月 16 日（水）	Land Brandenburg, Ministerium der Finanzen （ブランデンブルク州財務省）
2019 年 1 月 17 日（木）	Bayerisches Staatsministerium der Finanzen und für Heimat （バイエルン州財務省）
2019 年 1 月 18 日（金）	Gemeinde Grünwald　（バイエルン州グリュンバルト市）

＜目次＞

Ⅰ．基本的事項 1
I. ドイツ連邦制の概要 1
(1) 連邦制の仕組み 1
(2) 連邦政府の権限 3
(3) 州政府の権限 5
(4) 連邦と州政府の共同事務 6
(5) 地方自治体の権限 7
(6) 基本的データ 9
(7) 経済の概況 11
(8) 財政状況 15
(9) 政府間の財政関係 39

II. 2008 年企業税制改革前の営業税改革をめぐる動き 49
⑴ 営業税の概要 49
⑵ 営業税改革の経緯 53
⑶ 2008 年企業税制改革に向けた各団体の意見・要望 55

III. 2008 年企業税制改革の内容 63
⑴ 目的 63
⑵ 財源 63
⑶ 改革の内容 67

IV. 2008 年企業税制改革の評価 69
⑴ 定量的評価(財政に与えた影響) 69
⑵ 定性的評価 72
⑶ 我が国への示唆 73